

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
墨田区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
墨田区長

公表日
令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下本評価書において「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資格取得の届出 ②住所地特例に関する届出 ③資格確認書又は資格情報のお知らせの再交付、返還の申請 ④前期高齢者の負担割合の判定 ⑤被保険者の氏名変更の届出 ⑥被保険者の世帯変更の届出 ⑦世帯主の住所変更の届出 ⑧世帯主の変更の届出 ⑨資格喪失の届出 ⑩基準収入額による判定 2 国民健康保険料の徴収業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険加入者の保険料徴収に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国保加入者の口座振替手続 ②国保加入者の世帯構成の確認 ③国保加入者との交渉記録の整理・確認 ④国保加入者の転居・転出・転入の記録の確認 ⑤国保加入者の保険料の還付、充当事務 ⑥国保加入者の保険料の納付の確認 ⑦国保加入者の保険料の振込記録の確認 ⑧国保加入者への督促状発送事務 ⑨特別の事情に関する届出 3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①限度額適用・標準負担額減額交付申請 ②食事療養標準負担額減額交付申請 ③特定疾病認定申請 ④高額療養費支給申請 ⑤高額介護合算療養費支給申請 ⑥特別療養費支給申請 ⑦移送費支給申請 ⑧第三者の行為による被害の届出に係る届出 ⑨出産育児一時金支給申請 ⑩葬祭費支給申請 ⑪結核・精神医療給付金支給申請 4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」

	によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者等向け中間サーバー等 6 RPAツール
2. 特定個人情報ファイル名	
	1 資格管理ファイル 2 国民健康保険料賦課情報ファイル 3 給付管理ファイル 4 滞納整理ファイル 5 収納管理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書を保管・破棄をする際、手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1 国民健康保険法の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	2 国民健康保険料の徴収業務 特定個人情報ファイルにより、国民健康保険加	2 国民健康保険料の徴収業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、	3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、	事後	
平成30年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1 国民健康保険システム 2 滞納管理システム	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 国民健康保険資格・賦課ファイル 2 国民健康保険加入者ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠）	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番42、	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務	墨田区区民部国保年金課 〒130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
平成30年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成30年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年3月28日時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成30年3月28日時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月28日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月28日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策	-	追加項目	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	Iー3 個人番号の利用 法 令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	事後	
令和1年12月13日	Iー8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、
令和1年12月13日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、
令和2年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム	事後	
令和2年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」		
令和2年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番42、	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、	事後	
令和2年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経
令和2年6月12日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経
令和3年5月25日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	
令和3年5月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、	事後	
令和3年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和3年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	・番号法第9条第1項 別表第1 30の項	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年5月25日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年5月25日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和5年6月5日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル	事後	
令和5年6月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年5月26日時点	令和5年6月5日時点	事後	
令和5年6月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年5月26日時点	令和5年6月5日時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図	4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月5日時点	令和6年1月25日時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月5日時点	令和6年1月25日時点	事後	
令和6年8月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月25日時点	令和6年5月30日時点	事後	
令和6年8月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月25日時点	令和6年5月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	- 別表第1 30の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	法の一部改正のため
令和6年8月26日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③被保険者証の再交付及び返還の申請 ④高齢受給者証の交付等の申請	③資格確認書または資格情報のお知らせの再交付及び返還の申請 ④前期高齢者の負担割合の判定	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証が廃止となったため
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年5月30日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年5月30日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	追加項目	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 9.監査	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	
令和7年9月12日	I 関連情報 1... 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者等向け中間サーバー等 (追加)	6. RPAツール	事後	
令和7年9月12日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル 7 収納管理ファイル	1 資格管理ファイル 2 国民健康保険料賦課情報ファイル 3 給付管理ファイル 4 滞納整理ファイル 5 収納管理ファイル	事前	